

「新しい生活様式」を踏まえた施設利用について

令和2年9月19日

利用者の皆さまへ

豊田市青少年センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用制限・利用時のお願い事項を設けて施設をご利用いただいています。

なお、ご利用の際には、マスクの着用、手指の消毒、来館前の検温をお願いいたします。

1 部屋利用について

以下の感染拡大防止措置を行うことを条件に一部利用を許可します。

(1) 3密の回避

- ①部屋の換気をするために1時間につき5分以上は必ず窓・ドアを開放すること。
- ②各部屋の利用については、定員の50%以下とします。

(2) 滞在時間の短縮

- ①利用時間の短縮に努めてください。
- ②利用後は速やかに退館してください。

(3) 部屋利用後に実施してほしいこと

- ①利用後の貸部屋（ドアノブ・手すり、椅子、机などの接触部分）の消毒。
- ②利用後、職員による消毒の確認を受けること。

2 部屋の利用制限（禁止）について

以下の利用については、感染拡大防止の観点より利用を制限（禁止）します。

(1) 3密が回避できない利用

- ・楽器等音がでる音楽活動の利用（騒音対策で換気ができないため）

(2) 接触感染・飛沫感染が考えられる利用

- ・カラオケ、詩吟、コーラスなど

(3) 参加者数の制限ができない利用

- ・不特定多数の参加による部屋の利用、大規模な催事はできません。

(4) 個人利用による制限

- ・1Fサロン・4Fラウンジの学習利用はできません。（交流室のみ可能）
- ・卓球開放を中止します。

(5) 貸出部屋の制限

- ・「交流室」「会議室」「談話室」「和室」「軽運動室」の利用ができます。
- ・「音楽室」は引き続き利用できません。

(6) 1Fサロン・4Fラウンジ（パブリックスペース）の制限

- ・大きな声を出す行為はできません。
- ・密接をさけた飲食はできます。
- ・30分以上滞在する場合は、1F青少年センター事務所までお申し出ください。

引き続き、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。